

# 青森県報

第四千四百九十九号

平成三十年  
九月七日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

- 青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………(労働・能力) ……一
- 青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

### 告 示

- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 右 同……………(下北地域) ……二

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……三

### 公安委員会

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……三

- 右 同……………(同) ……四

- 右 同……………(同) ……四

- 右 同……………(同) ……四

- 右 同……………(同) ……五

### 収用委員会

- 収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……五

- 右 同……………(同) ……六

## 規 則

- 右 同……………(同) ……六
- 公示による通知……………(同) ……七
- 右 同……………(同) ……七
- 右 同……………(同) ……八

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四十二号

#### 青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号、第九号、第十号、第十三号及び第十七号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

第九条第一項第三号中「第二十条」を「第二十二条」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「雇用対策法（一）」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（一）」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

第三条第一項第六号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、同項第九号中「雇用対策法施行規則別表」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則別表」に、「（雇用対策法施行規則）を」（同令）に改め、同項第十三号及び同条第二項中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

第八条第一項中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

第九条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則（昭和四十二年十月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
東津軽郡平内町大字東田沢字三ツ角三二の五 笹原 守榮	平内
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦三六の一七 須藤 十一郎	
東津軽郡平内町大字清水川字和山八六の一七 塩越 秀一	

青森県告示第六百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により  
公示する。

平成三十年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上一五の五七 橋 和幸 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一一の二 坪 勝信 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二の三 吉田 清	下風呂

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す  
る。

平成三十年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社建友建築
- 二 代表者の氏名 新井山喜代美
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字切谷内字向田二七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第一六六〇〇号
- 五 取消年月日 平成三十年八月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に  
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す  
る。

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令  
第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

- 一 物品等の名称及び数量  
汎用電子計算機システム機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年八月一日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 落札金額  
三千二百三十九万二千五百四十八円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者  
で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年六月二十日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等（免許台帳ファイリングシステム） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年八月一日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 落札金額

七百三十二万二千四百円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年六月二十日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

一 物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年八月二十日

五 落札者の名称及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋一丁目三の一

六 落札金額

百四十五万三千六百八十円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年七月九日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

- 一 物品等の名称及び数量  
ガスクロマトグラフ質量分析計 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年八月二十日
- 五 落札者の名称及び住所  
みちのくりース株式会社  
青森市橋本一丁目四の一〇
- 六 落札金額  
二百六十九万九千九百円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成三十年七月九日

~~~~~  
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

- 一 物品等の名称及び数量  
電子計算機等(警察情報管理システム端末等) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年八月二十日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社青森電子計算センター  
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 落札金額  
九十七万二千元
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成三十年七月九日

**収 用 委 員 会**

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成三十年九月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称  
青森県
- 二 事業の種類  
むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成三十年八月二十七日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

|              |       |    |    |        |                         |       |
|--------------|-------|----|----|--------|-------------------------|-------|
| 土地の所在        | 地番    | 地  | 田  | 地積 (㎡) | 収用しようとし、明渡しを求め土地の面積 (㎡) |       |
|              |       | 公簿 | 現況 | 公簿     |                         | 実測    |
| 青森県上北郡横浜町字吹越 | 263番1 | 原野 | 山林 | 700    | 701.71                  | 47.43 |

別表2 土地所有者の氏名及び住所

|                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| 氏名                                   | 住所                 |
| 土地所有者不明<br>ただし、登記事項証明書記載の所有者<br>中澤 慎 | 東京都大田区南六郷二丁目25番20号 |

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成三十年九月七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 起業者の名称  
青森県
- 二 事業の種類  
むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成三十年八月二十七日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

|              |      |    |    |        |                         |        |
|--------------|------|----|----|--------|-------------------------|--------|
| 土地の所在        | 地番   | 地  | 田  | 地積 (㎡) | 収用しようとし、明渡しを求め土地の面積 (㎡) |        |
|              |      | 公簿 | 現況 | 公簿     |                         | 実測     |
| 青森県上北郡横浜町字吹越 | 297番 | 原野 | 山林 | 1,989  | 1989.58                 | 353.57 |

別表2 土地所有者の氏名及び住所

|                                       |                             |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 氏名                                    | 住所                          |
| 土地所有者不明<br>ただし、登記事項証明書記載の所有者<br>赤坂 房子 | 東京都世田谷区奥沢五丁目2番8号<br>小島マンション |

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成三十年九月七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 起業者の名称  
青森県

二 事業の種類

むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成三十年八月二十七日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

| 土地の所在            | 地 番  | 地 積 (㎡) |    | 収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡) |
|------------------|------|---------|----|--------------------------|
|                  |      | 公簿      | 実測 |                          |
| 青森県上北郡<br>横浜町字吹越 | 369番 | 原野      | 山林 | 1,063                    |
|                  |      |         |    | 1,060.50                 |
|                  |      |         |    | 117.22                   |
|                  |      |         |    | 0.87                     |

別表2 土地所有者の氏名及び住所

| 氏 名                                                                               | 住 所               |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 土地所有者不明<br>ただし、登記事項証明書記載の所有者<br>住建株式会社<br>清算人不明<br>履歴事項全部証明書記載の代表者<br>代表取締役 小野 芳照 | 東京都渋谷区代々木一丁目21番3号 |

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第

六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年九月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について(通知)

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年九月二十日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

| 氏 名                                  | 住 所                |
|--------------------------------------|--------------------|
| 土地所有者不明<br>ただし、登記事項証明書記載の所有者<br>中澤 慎 | 東京都大田区南六郷二丁目25番20号 |

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年九月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

二 通知を受けるべき者  
別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所  
青森県国土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年九月二十日を経過した時をもって通知があったものとなされません。

別表

| 氏 名                                   | 住 所                         |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 土地所有者不明<br>ただし、登記事項証明書記載の所有者<br>赤坂 房子 | 東京都渋谷区奥沢五丁目2番8号<br>小島マリンジョン |

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができなないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年九月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県国土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年九月二十日を経過した時をもって通知があったものとなされません。

別表

| 氏 名                                                                               | 住 所               |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 土地所有者不明<br>ただし、登記事項証明書記載の所有者<br>住建株式会社<br>清算人不明<br>履歴事項全部証明書記載の代表者<br>代表取締役 小野 芳照 | 東京都渋谷区代々木一丁目21番3号 |

|                                     |                                           |                                |
|-------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|
| （発行者・発行人）<br>青森市長 島一丁目一番一号<br>青 森 県 | （印刷所・販売人）<br>青森市第二問屋町三丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|